

国立大学法人東京医科歯科大学広告掲載の取扱いに関する要項

平成 22 年 2 月 15 日
制 定

（目的）

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における、民間企業等の広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる本学資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 本学が作成する広報誌、冊子類、封筒及び給与明細袋等の印刷物

イ 本学のWEBページ

ウ 本学の財産

エ その他広告媒体として活用できる本学資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

（広告掲載の基準）

第 3 条 広告媒体への広告掲載は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。また、その他広告掲載にあたっては、日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準じて取り扱う。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反する恐れのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張などの意見広告

(6) 個人の氏名広告

(7) 社会的批判を招く恐れのあるもの

(8) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの

(9) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種の広告

(10) たばこの広告や喫煙を促す広告

(11) 賭博、ギャンブルに関する広告

2 前項の規定にかかわらず、本学の教育、研究及び診療上不適当であると認められるものについては、掲載しないものとする。

（広告掲載媒体の申請）

第 4 条 広告掲載する広告媒体（以下「広告掲載媒体」という。）の選定は、広報部の議を経て学長が決定するものとする。

2 広告媒体を所管する部局等の長（以下「所管部局長等」という。）は、前項に規定する広告掲載媒体の承認を受けようとするときは、広告掲載媒体承認申請書（別紙様式 1）を総務部総務秘書課に提出して行わなければならない。

(広告掲載の位置等)

第5条 広告掲載の位置、掲載期間、件数及び規格等は、所管部局長等が広告掲載媒体ごとに定める。

(掲載料)

第6条 広告掲載料については、広告掲載媒体ごとに発行対象、発行部数、発行回数等を勘案して学長が定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、本学のホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書(別紙様式2)に、掲載しようとする広告の内容又は原稿案、会社概要等を添えて当該広告掲載媒体の所管部局長等に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 所管部局長等は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、申込期間終了後速やかに内容を審査して、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 所管部局長等は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(別紙様式第3)により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の通知を行った場合は、その写しを広報部及び財務部財務企画課に提出するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第10条 広告主は、第6条に定める広告掲載料を本学が発行する請求書により一括前納するものとする。

2 所管部局長等は、広告掲載の決定後、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載しなかったときは、広告掲載料を返還することができる。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、所管部局長等が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告の取消し)

第13条 所管部局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取消することができる。

(1) 第10条の規定により所定の期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(2) 第11条の規定により所定の期日までに広告原稿が提出されないとき。

(3) 第3条の規定に反すると判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載の取り下げを申し出ることができる。

(事務)

第15条 広告掲載に係る事務は、総務部総務秘書課及び所管部局等において処理する。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年2月15日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日制定)

この要項は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月29日制定)

この要項は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年9月3日制定)

この要項は、平成27年9月3日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月31日制定)

この要項は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月19日制定)

この要項は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

年 月 日

学 長 殿

部局長

広告掲載媒体承認申請書

国立大学法人東京医科歯科大学広告掲載の取扱いに関する要項第4条第2項の規定により、広告掲載媒体の承認を申請します。

広告掲載媒体名	①発行等予定数 ②発行等予定月 ③主な配布等予定先	①想定される広告業種 ②想定される広告内容	備 考
	① ② ③	① ②	
	① ②	① ②	
	① ②	① ②	
	① ②	① ②	
	① ②	① ②	

年 月 日

(所管部局長等) 殿

申込者 住所(所在地) 〒

氏 名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

広告掲載申込書

国立大学法人東京医科歯科大学広告掲載の取扱いに関する要項第8条の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みます。

記

1. 広告掲載媒体名

2. 掲載希望期間(発行年) 年 月 ～ 年 月

3. 掲載面・規格等

4. 広告原稿案

(広告の内容案を記入又は添付してください。)

5. 申込者の概要(企業の場合)

(会社概要の添付に代えることができる。)

6. 担当者氏名

電 話 ()

F A X ()

連絡先

E-mail

7. その他

(1) 申請にあたっては、国立大学法人東京医科歯科大学広告掲載の取扱いに関する要項及び別紙注意事項を遵守します。

(2) 広告の内容に著作権及び肖像権の侵害のないことを確認しています。

別紙

注意事項（例）

- 1 申込みにあたっては、広告原稿（案）を必ず添付してください。
- 2 広告掲載にあたっては、日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準じて取り扱います。ただし、本学の教育、研究及び診療上不適当であると認められるものについては、掲載できません。

- 3 1回当たりの広告規格及び掲載料は、次のとおりです。

規格	面積	単価	掲載料
縦 cm、横 cm		円	円
縦 cm、横 cm		円	円

（注：この表には、広告掲載媒体ごとに定められた広告の規格、掲載料等を記載する。）

- 4 広告掲載料は、広告掲載決定通知後、指定する期日までに納入してください。
- 5 編集作業上、支障が生じた場合は、協議の上広告掲載の希望号、掲載位置等を変更させていただくことがあります。
- 6 広告の内容に関する責任は広告主にあり、版下の作成に係る経費は広告主の負担となります。
- 7 校正漏れによる内容の不備については、本学はいかなる補償も行いません。校正は慎重をお願いします。
- 8 版下原稿は、「完全版下」を原則として指定する日までに提出していただきます。「完全版下」は、電子記録媒体（CD等）又は本学が指定する方法で提出をお願いします。なお、詳細については、掲載決定後別途お知らせします。
- 9 広告欄には本学が作成する枠が付いています。デザインに当たっては枠が付くことを前提をお願いします。
- 10 広告の刷り色は黒色です。その他の色は指定できませんので、あらかじめ了承ください。

（注：カラー刷りの広報誌等の場合は、内容を変更する。）

- 11 本学では、広告データの保管について保証できませんので、データは必ず保管しておいてください。再掲載される場合は、原則としてデータを再提出していただきます。

※担当部局等連絡先：〇〇部〇〇課
担当者名
電話
F A X
e-mail

（注：この書式は例示であり、広告掲載媒体の特性又は担当部局等の実情に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用すること。）

（ 広 告 主 ） 様

（所管部局長等）

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 ☐ 掲載する ☐ 掲載しない（理由）
2. 広告掲載媒体名
3. 掲載期間（発行年） 年 月 日～ 年 月 日
4. 掲載面・規格等
5. 広告の内容
6. 広告掲載料
7. 広告原稿提出期限 年 月 日（ ）
8. 広告掲載料納入期限 年 月 日（ ）